

国民健康保険被保険者で70歳から74歳の方へ

環境保健係

医療機関での窓口負担が1割のまま据え置かれます

高齢受給者証の一部負担金の割合の欄が「2割（平成25年3月31日までは1割）と記載されている方について、平成25年4月から2割に引き上げられる予定でしたが、平成26年3月までの1年間1割のまま据え置かれます。（ただし、8月に前年の所得に基づいて新年度の負担割合が変更される場合があります。）

国保加入者について新しい受給者証を、3月下旬に世帯主様宛に郵送いたしますのでご確認のうえご使用ください。



高齢受給者証に3割と記載されている方（現役並み所得者）は、自己負担が3割のまま変更ありません。

後期高齢者医療制度に加入されている方は除きます。

お医者さんにかかるときは、保険証と一緒に窓口に提示してください。

転入・転出などの届出は忘れずに！

住民係

3月、4月は入学・就職の季節です。立科町に転入されたとき、町外へ転出される時等、住所に変更が生じたときは、すみやかに届出をしてください。

届出者は原則として異動者本人ですが、世帯主が代わりに届出をすることもできます。なお、世帯主でない代理人が届出する場合、ご本人からの委任状が必要となります。手続きの際、**窓口に来られた方の本人確認**をさせていただきます。**運転免許証、パスポート等のご提示**をお願いいたします。

種類		届出期間	届出に必要なもの
転入届	町内に住所を移した時	転入してから14日以内	・印鑑 ・転出証明書（前住所地で発行されたもの） ☆運転免許証などの本人確認できる書類
転出届	町外へ住所を移す時	転出する前に ※郵送でも手続きができます	・印鑑 ・印鑑登録証（登録者） ・国民健康保険証（加入者） ・後期高齢者医療被保険証（該当者） ・介護保険証（該当者） ・福祉医療受給者証（該当者） ・住基カード（該当者） ☆運転免許証などの本人確認できる書類
転居届	町内で住所を変更した時	転居してから14日以内	・印鑑 ・国民健康保険証（加入者） ・後期高齢者医療被保険証（該当者） ・介護保険証（該当者） ・福祉医療受給者証（該当者） ・住基カード（該当者） ☆運転免許証などの本人確認できる書類

役場では毎週月曜日（当日が休日の場合は翌日）時間外の窓口業務を午後7時まで実施していますのでご利用ください。